

NI+C 準委任（履行割合型）サービスのご提供条件

サービスのご提供条件は以下のとおりです。

第1条 契約の内容

- NI+C は本契約に従ってお客様に対するコンサルティング・サービスならびにお客様による情報処理製品の導入・使用および情報システムの開発・運用（以下「対象業務」といいます。）に関する準委任（履行割合型）サービス（以下「サービス」といいます。）を添付別紙または仕様書の「サービス」の内容に従って提供します。
- 本契約は稼働の提供を目的とした履行割合型準委任契約であって、仕事の完成を目的とした請負契約および仕事の完成（邀成）を報酬支払の目的とした成果報酬型準委任契約ではありません。
- お客様は、本契約成立後、遅滞なく監督員を定め、その氏名をNI+Cに通知します。また、監督員を変更したときも同様とします。
- 監督員は、本契約に関し、次に掲げる権限を有します。
 - NI+Cの業務実施責任者（以下「実施責任者」といいます。）に対する指示、承諾、協議および立会い。
 - 本契約に基づく作業の調整に関すること。
 - 前項の規定に基づく監督員の指示は、作業依頼書をもってこれを行います。
- NI+Cは、本契約成立後、遅滞なく本件業務に関する実施責任者を定め、書面をもってその氏名をお客様に通知します。また、実施責任者を変更するときも同様とします。
- 実施責任者は、次の各号に定める事項を行います。
 - 業務遂行に関するNI+Cの技術者に対する指示、安全衛生管理、その他の管理監督。
 - 業務遂行に関するお客様との連絡調整。
 - 業務進捗に関してお客様と定期的、また必要に応じて、打合せ、会議を行うこと。
 - お客様の作業依頼書に対する報告。
- NI+Cは、サービスの実施を通じて事業主として労働関係法規等に規定する全ての責任を負います。

第2条 契約期間

- 「月額料金サービス」および「年額料金サービス」の契約期間は表記および別添記載のサービス期間とします。ただし、自動更新が適用される場合、期間満了の1か月前までにお客様またはNI+Cが書面により更新をしない旨を通知した場合は、契約期間が1年間延長され、その後も同様とします。
- 「確定料金サービス」および「時間当り料金サービス」の契約期間は別添記載のとおりです。
- 確定料金サービスの場合、サービス内容に記載の作業の終了、サービス内容に記載の合計人月（または人日）をすべて提供終了した日、または「サービス期間」の終了日のいずれか早い日にサービスの提供は終了します。月額料金、年額料金、または時間当り料金サービスの場合、「サービス期間」の終了日に、サービスの提供は終了します。

第3条 料金および支払

- 「サービス」に対する料金は、「サービス」の種類に従って、次の各号に区分され「サービス料金」として表記に記載されます。
 - 月額料金
「サービス」開始日より起算され請求されます。1か月に満たない月の料金は、1か月を30日として日割計算されます。
 - 年額料金
「サービス」開始日に最初請求され、その後はこれに続く各「サービス」期間の初日に請求されます。契約期間が1年に満たない年度の料金は、1年を365日として日割計算されます。
 - 確定料金
確定した料金として、別添記載の支払計画に従い請求されます。
 - 時間料金
「サービス」に対する料金は、別添記載の時間当り単価にNI+Cが現実に提供した「サービス」時間数を乗じた金額（1日につき1時間）に満たない場合は、別添記載の最低料金とします。また、NI+C担当員のお客様への往復期間のうちNI+C所定の有料時間その他料金の対象となる時間（電話による「サービス」の提供を含みます。）に対する料金が請求されます。お客様の特別の依頼に基づきNI+Cが負担した特別の費用がある場合には、この費用が請求されます。なお、料金は、月単位で集計され、請求されます。
 - 端数処理
本契約に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を四捨五入とします。
- 料金には消費税が別途加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額に変更後の税率により計算するものとします。また、消費税改正施行日以降履行されるサービスには変更後税率を適用し、NI+Cはお客様に対し消費税改正前後の差額分を改正施行日以降に追加請求いたします。
- 請求書に基づき、表記条件に従い銀行振込の方法によって支払うものとします。尚、その振込手数料はお客様にて負担していただきます。
- 前項に定める支払期日が経過してもお客様の支払いが行われないうち、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利14.5パーセントの割合による支払遅延利息をNI+Cに支払うものとします。

第4条 サービスの変更

- お客様は、1か月前の書面による通知により別添記載の「サービス」内容および「サービス」対象機械を変更できます。
- 「サービス」対象機械が他の機械と入れ替えまたは型式の変更が行われた場合は、当該作業完了日の翌月初日が「サービス」対象機械の変更日となります。
- 前各項により新たに設定される「サービス」、「サービス」料金および変更実施日はNI+Cの変更確認書によりお客様に通知されます。当該確認書は本契約の一部を構成します。

第5条 資料の権利

- 本契約に従って、NI+Cはお客様に提供または「サービス」の提供にあたって使用される文書、資料、プログラム（別契約のもとで提供されるプログラム製品を除きます。）、その他の著作物（以下「資料」といいます。）の著作権は、NI+C、NI+Cの関連会社または第三者に留保されるものとします。
- 当該「資料」のうち、お客様のために創作されたものは、お客様は当該「資料」を使用（プログラムについては、機械に読みこませ、実行すること、その他の資料については、現存のまま閲覧・参照すること）をいいます。以下同様）、複製、二次的著作物作成その他の形式で利用する無償の使用権を有します。
- 当該「資料」のうち、既存の「資料」は、別添書面でご同意している場合を除き、お客様は、既存の「資料」をお客様の業務処理目的に限り「使用」できます。サービスツールとして提供された既存の「資料」については、「サービス」が終了または解約された場合、お客様はこれを速やかにNI+Cに返却または破棄するものとします。前項の創作された「資料」に既存の「資料」の一部または全部がそのまままたは改変して組み込まれた場合、この既存の「資料」の著作権の帰属は、何ら影響を受けないものとし、お客様は、創作された「資料」について取得した権利の行使に必要な範囲で、この既存の「資料」を利用する使用権を有します。
- 別添書面のもとで提供されるプログラム製品の修正、改変、翻訳等の作業が「サービス」に含まれる場合、これらの作業により作成されたものについては、別添書面による当該プログラム製品について使用権の規定が適用されます。
- 本契約の履行に伴い、提供された開示された「データ」ログ、ウェブ、アプリまたは技術支援、サービス担当者も相手方の工業所有権、著作権および機密保持の制約に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれらを使用できるものとし、いずれの当事者も「資料」およびその他の提供物と同様または類似の開発を妨げられないものとする。

第6条 機密情報

- 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、①機密と明記のうえ開示した情報、②口頭で機密と告げたうえで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
- 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社または「関連会社」の従業員以外に開示または使用されないものとする。
- 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかわる情報には適用されません。
 - 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - 独自に開示した情報
 - 第三者から正当に入手した情報

- 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したとき（ただし、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破棄するものとする）。
- 「関連会社」とは、次の各号にかかわるものをいいます。
 - お客様またはNI+Cの議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している法人その他の団体
 - 前号所定の団体が、議決権付株式または証券の過半数を直接または間接に所有または支配している団体

第7条 責任の制限

- お客様がNI+Cの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるときは、NI+Cの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接的損害に対する、損害発生に直接原因となった当該サービスの料金相当額（月額料金の場合は、12か月分に相当する金額、年額料金の場合は、1年分に相当する金額）を限度とする金銭賠償に限られます。
- NI+Cは、いかなる場合にも、NI+Cの責めに帰すことのできない事由から生じた損害、NI+Cの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データプログラムなど無体物の損害および第三者からの損害賠償請求に基づきお客様の損害については、責任を負いません。

第8条 求償の制限

お客様は本契約に起因して、結果的に生じた損害、間接損害または特別な事情から生じた損害を含め、お客様に生じた全額の損害をNI+Cに対してのみの賠償請求するものとし、NI+Cの委託先に対しては何らの請求も行わないものとします。

第9条 解約

- お客様は、NI+Cに対する1か月前の書面による通知により、「サービス」を解約することができます。
 - 「月額料金サービス」および「年額料金サービス」
 - 「サービス」開始日より1か年経過した後いつでも。
 - 「サービス」対象機械が設置場所から撤去され、かつ使用中止となったとき。この場合、NI+Cは受領済みの「サービス」料金のうち残存期間分を返還します。
 - 「サービス」対象プログラムの使用許諾契約を解約したとき。この場合、NI+Cは受領済みの「サービス」料金のうち残存期間分を返還します。
 - 「確定料金サービス」および「時間当り料金サービス」
解約前に実施された「サービス」の内容に応じ両者協議の上お客様は作業代金および本契約第12条第7項で定める「従契約者」に支払うべき金額についてNI+Cにお支払いいただけます。
- NI+Cは、3か月前の書面による通知により、個々の「サービス」を解約できます。この場合、NI+Cは受領済みの「サービス」料金のうち残存期間分を返還します。
 - 相手方が本契約に基づく債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めたとき
 - 相手方が盗用、仮盗用、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
 - 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または引切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき
 - 相手方が営業の廃止または清算の決議をしたとき
- 本条第3項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとする。

第10条 反社会的勢力の排除

- お客様およびNI+Cは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確認します。
 - 自らまたは自らの役員等（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力（犯罪対策調整協議会「企業が反社会的勢力力による被害を防止するための指針」に定める定義）、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」といいます。）であること
 - 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
 - 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
 - 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること
- お客様およびNI+Cは、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時本契約を解除することができます。
 - 第1項に違反したとき
 - 自らまたは第三者をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫的言談または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為、をしたとき
- NI+Cは、本契約によりNI+Cが受託した業務の一部を第三者に再委託する契約（以下、「再委託契約」といいます。）の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが申明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資するものが申明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。
- お客様は、NI+Cが前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時本契約を解除することができます。
- お客様およびNI+Cは、第2項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。
- 別添、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

第11条 リース時の取扱い

- お客様が「サービス」を本契約に代わり、リース会社とのリース契約に基づき使用する場合には、リース会社とNI+Cとの契約が正式に締結されること停止条件として、本契約は解除されます。この場合であっても、本契約の定めは「サービス」に関する諸条件として、第3条の定めを除き、解除後も存続して適用されるものとする。なお、本項の定めは、お客様とリース会社とのリース契約が締結された場合は適用されないので、本契約が引き続き有効に存続するものとする。

第12条 その他

- お客様は、NI+Cの書面による事前の同意がない限り本契約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡もしくは移転または「サービス」を再販することはできません。
- NI+Cは、お客様に対する3か月前の書面による通知により、月額料金、年額料金および本契約の条項を変更することができます。この場合お客様は、NI+Cに対する1か月前の書面による通知により、本契約を解約し、かつお客様より通知がなされたときまでにすでに合意された個々の「サービス」につきその適用を中止することができます。なお、お客様は、本契約に提供された「サービス」に対しては料金をお支払いいただきます。
- お客様は「サービス」対象品の所有者でない場合、「サービス」を受けることにつき所有権の承諾を得るものとします。
- お客様は、NI+Cが「サービス」のため適切な安全対策を行うことができるようになります。
- お客様は、NI+Cが「サービス」の提供を行う場合、NI+Cに対しお客様への立ち入りおよび「サービス」の提供に必要な資料、情報および機械、什器備品等の無償使用を認めます。

6. お客様は、施設、ソフトウェア、機械、ネットワーク、その他の資源を NI+C の利用可能な状況とする前に、NI+C が「サービス」の履行に必要な範囲で、使用、アセスおよび修正することにつき同意するものとします。かかる同意が速やかに得られなかった場合、当該「サービス」の履行に際して NI+C の義務は免除されるものとします。また、履行不能に起因するお客様損害について、NI+C は免責されるものとします。
7. NI+C は、日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「IBM」といいます。）、IBM が指定する第三者、およびその他第三者（以下「従契約者」といいます。）を使用して「サービス」を提供することがあります。
8. 本契約の履行に伴い提供または開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウは、いずれの当事者も相手方の産業財産権および著作権の範囲に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれを使用できるものとし、いずれの当事者も「資料」およびその他の納入物と同種または類似の開発を妨げられないものとします。
9. NI+C が、(a) お客様顧客の個人データをお客様の復処理者として処理する場合で、(b) 欧州連合の一般データ保護規則 (EU/2016/679)（以下「GDPR」といいます。）または <http://ibm.com/dpa/dp1> に特定されるその他のデータ保護法が適用される個人データに適用される場合、お客様は NI+C に対して GDPR が適用される旨を NI+C 所定の方法にて通知するものとします。この場合、サービス提供元所定のデータ処理補足契約書（以下「DPA」といいます。）および関連書類が GDPR 適用範囲に限り補足して本契約に適用されるものとします。また、お客様は法律上要求される範囲でお客様顧客とデータの処理に関する条件を合意するものとし、かかる合意はサービス提供元所定の DPA および関連書類と実質的に同等の条件を含むものとします。お客様は、お客様顧客の個人データを NI+C に提供し、NI+C および NI+C の復処理者（サービス提供元を含むがこれらに限られない。）に処理を依頼する前にお客様顧客の承諾を得るものとします。
IBM によるサービスの場合は、<http://www.ibm.com/partnerworld/bpdpa>（にある IBM ビジネスパートナー用 DPA（以下「BP-DPA」といいます。）および <https://www.ibm.com/myssupport/s/article/support-privacy?language=ja>（にあるテクノロジーサポート・サービス用の DPA）別表が本契約に適用され、BP 用データ処理補足契約書の「ID」を「本契約」、「BP」を「お客様」、また「IBM」を「NI+C」と読み替えて本契約を補足します。この場合、本契約で参照する <http://ibm.com/dpa> にある DPA は、BP-DPA により置き換わるものとします。
10. NI+C 以外のソフトウェアおよびサービスを「サービス」の対象とする場合は、お客様はその使用権限若者より「サービス」に関し許諾されているものとし、異議が唱えられた場合には、お客様の責任において解決していただきます。
11. 本サービスについて、別途「IBM 支援サービス契約書」が締結された場合、お客様と NI+C との間において委任関係は成立せず、本契約は「IBM 支援サービス」の再販売契約となります。この場合、お客様の顧客（ユーザー）と IBM との間でのみ委任関係が成立するものとし、NI+C 支援サービスの提供条件は再販売契約として必要な定めを除き、適用されないものとします。
12. 金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエビデンス・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。
13. 本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から 24 か月を経過した場合、時効により消滅します。
14. 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を合意上の専属的管轄裁判所とします。
15. 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
16. 本契約が満期または終了した場合であっても、第 5 条「資料の権利」、第 7 条「責任の制限」、第 10 条「反社会的勢力の排除」、第 12 条 1 項「権利義務の譲渡」、第 12 条 13 項「消滅時効」、第 12 条 14 項「紛争の解決」は有効に存続します。
17. 本契約の解釈は日本国法に準拠します。

(2020.06.19) A07-01-4

サービスの第三者提供に関する特則

お客様は「サービス」を第三者に提供する場合、次に定める条項を第三者との契約においても適用し、第三者より承諾を得るものとします。承諾を得なかったことにより、NI+C および従契約者が第三者から損害賠償請求された場合、お客様は NI+C および従契約者が当該請求に関連して負担した合理的な費用および損害の補償をするものとします。

- 1) 第 5 条「資料の権利」
- 2) 第 8 条「求償の制限」
- 3) 第 12 条第 4 項「安全確保」
- 4) 第 12 条第 5 項「資料の提供」
- 5) 第 12 条第 6 項「資源利用」

以上